

令和4・5年度 入札参加資格審査申請要領（建設工事）の改正について

1 改正の概要

総合点数を算定する際の評価項目としている「くるみん認定」について、令和4年4月1日から認定制度が改正されることに伴い、「トライくるみん認定」を評価対象に追加します。

2 改正の時期

令和4年4月1日

3 改正箇所

・【6頁】5（1）ウ（イ）

改正後	改正前
<p>（イ）入札参加資格申請時において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の規定による認定（くるみん認定又は<u>トライくるみん認定</u>）若しくは同法第15条の2の規定による認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合は、基準適合（認定）一般事業主認定通知書の写しを提出してください。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（イ）入札参加資格申請時において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の規定による認定（くるみん認定）若しくは同法第15条の2の規定による認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合は、基準適合（認定）一般事業主認定通知書の写しを提出してください。</p> <p>（以下略）</p>

・【22頁】[別紙1] 3（4）カ

改正後	改正前
<p>カ <u>くるみん認定（トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定を含む）</u></p> <p>次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の規定による認定（くるみん認定又は<u>トライくるみん認定</u>）若しくは同法第15条の2の規定による認定（プラチナくるみん認定）を受けていること又は常時雇用する労働者の数が100人以下の者で同法第12条第4項の規定による届出をしていること。</p>	<p>カ <u>くるみん認定（プラチナくるみん認定を含む）</u></p> <p>次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の規定による認定（くるみん認定）若しくは同法第15条の2の規定による認定（プラチナくるみん認定）を受けていること又は常時雇用する労働者の数が100人以下の者で同法第12条第4項の規定による届出をしていること。</p>